別表（第６条関係）

昭和村総合福祉センター利用料（入館時刻から６時間以内）

区　分	摘　　要		利用料	備　考
村　内	７０歳以上の者、障がい者手帳の交付を受けている者又は同等の障害を有すると認められる者及びその他村長が認める者		２００円	ただし、６時間を超えた場合には、１時間ごとに２００円を追加する。
	４歳以上小学生以下の者		３００円	
	３歳以下		無　　料	
	一　般	午前１０時から午後６時までの利用者	５００円	
		午後６時以降の利用者	４００円	
村　外	障がい者手帳の交付を受けている者又は同等の障害を有すると認められる者及び４歳以上小学生以下の者、その他村長が認める者		５００円	
	３歳以下		無　　料	
	一　般	午前１０時から午後６時までの利用者	６００円	
		午後６時以降の利用者	５００円	